

令和6年

障害者総合支援法、児童福祉法関係
事業者説明会（報酬改定関係）

令和6年3月27日

姫路市役所 監査指導課

はじめに（説明にあたって）

1 報酬改定に関する新しい情報（報酬に関する関係通知やQ & A等）は、監査指導課のホームページに順次掲載しますので、必ずご確認ください。

※ホームページのURLについては、説明会資料の末尾を参照してください。

2 兵庫県事業者説明会の資料と重複する内容については説明を省略する場合がありますので、下のホームページから資料をダウンロードし、必ず内容をご確認ください。

【兵庫県ホームページ】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000187.html

3 同じく、厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」、「障害保健福祉関係主管課長会議資料」についても、内容をご確認ください。

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

「障害保健福祉関係主管課長会議資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryou/index.html

報酬改定の概要

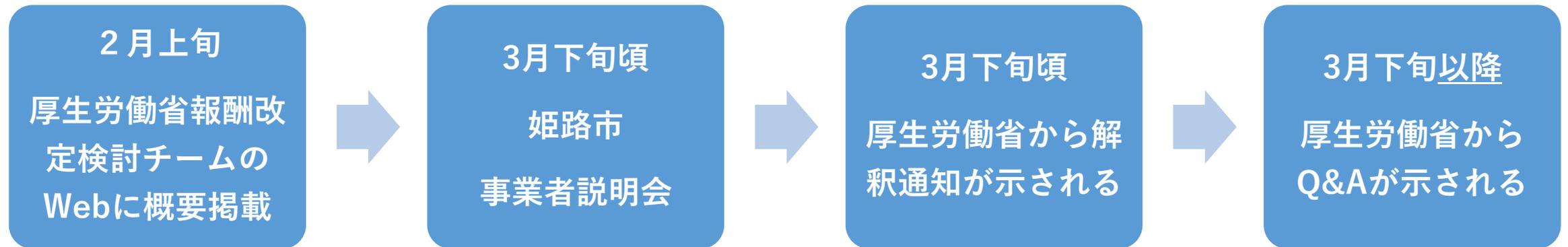
(1) 把握資料と今後の情報発出について

現時点で確認できる報酬改定に関する厚生労働省の資料

- ・「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」
- ・「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」
- ・「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」

※姫路市ホームページに掲載 URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001542.html>

今後の報酬改定に関する情報発出の流れ



内容が多岐に渡るため、現在確認できる資料や随時発出される解釈通知、Q&Aにより自ら情報取得、制度理解に努めてください。本資料は報酬改定の中でも**従来の運用では基準（人員、運営、加算）を欠くような最重要項目**を取り上げます。その他の項目は次ページ以降の手順で各事業所において把握に努めてください。併せて障害福祉課発信分の事業者説明会資料の確認もしてください。

報酬改定内容の把握の仕方

(1) 横断的な改定事項の把握

用いる資料「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

①横断的な改定事項⇒全サービスや複数サービスに該当する内容

「第2各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容」における「1障害福祉サービスにおける横断的な改定事項」を確認することで、この度の報酬改定における包括的に改定される内容が把握できます。(図1)

各事項の詳細が掲載されたページにて赤字で囲んでいるように対象のサービスを表示しているため、それぞれの項目について、ご自身の事業所が該当するかを把握し、各自内容を確認してください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・8

(2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・8

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・8

(4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・10

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・11

(6) 意思決定支援の推進・・・12

(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)・・・12

(8) 障害者虐待防止の推進・・・12

(9) 身体拘束等の適正化の推進・・・13

(10) 個別支援計画の共有・・・13

(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・13

(12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・14

(13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・14

(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・15

(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16

(16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・17

(17) 地域区分の見直し・・・18

(18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・19

(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・19

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・19

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

(2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

報酬改定内容の把握の仕方

(2) 各サービスの改定事項の把握

用いる資料「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

②各サービスの改定事項

「第2各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容」における各サービス分を確認することで、この度の報酬改定における各サービス特有の改定内容が把握できます。(図1)

各サービス報酬の把握のため別紙も併せて確認ください(図2)

2 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	20
(2) 重度訪問介護	22
(3) 同行援護	23
(4) 行動援護	24
(5) 重度障害者等包括支援	26
(6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し	

図1

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	
[訪問系サービス]	104
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	

図2

その他用いる資料

- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」
報酬改定内容を分かりやすく図式で解説しています。詳細な情報までは掲載されていないため、注意してください。
- 「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」
基本報酬、各加算の単位を把握できます。

報酬改定内容の把握の仕方

(3) 当資料における周知項目と該当サービスについて

No	報酬改定項目	居宅介護 重度訪問 同行援護 行動援護	短期入所	重度障害 者等包括 支援	共同生活 援助	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 (A・B)	障害者支 援施設	就労定着 支援	一般・特 定・障害児 相談支援	児童発達 支援	放課後等 デイサービ ス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援
1	福祉・介護職員等の処遇改善	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
2	意思決定支援の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● ※児除く				
3	障害者虐待防止の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	身体拘束等の適正化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
5	人員基準における両立支援への配慮等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6	業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	情報公表未報告の事業所への対応	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し						●											
9	共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し				●													
10	就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価										● ※B型							
11	質の高い発達支援の提供の推進														●	●		●

自らの事業所に該当する報酬改定項目の把握に活用ください。

注意！当資料は従来の運用では基準（人員、運営、加算）を欠くような最重要項目を取り上げます。報酬改定の内容は上記表の限りではありません。

報酬改定内容の把握の仕方

(4) 報酬改定内容に関する質問対応について

兵庫県電子申請共同運営システムを使用

報酬改定内容に関するものに限ります。（報酬改定に関係のない質問は質問票を活用してください。）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る質問受付

URL <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1710316233092>

質問と回答は、ある程度データが収集された後FAQとして以下の姫路市ホームページに公表する予定です。

姫路市ホームページ「令和6年障害者総合支援法等の事業者説明会」

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001542.html>

質問における注意点

- ・ 事業所においてあらかじめ既に公表されている情報を確認・把握をしていただき、なお、不明な点に限定して質問してください。
- ・ 質問に対する回答は、監査指導課又は障害福祉課で確認後、メールまたは電話で回答します。連絡先を忘れず記載してください。質問内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- ・ 電話での問い合わせ又は面談予約なく当課を来訪しての問い合わせは、ご遠慮ください。

報酬改定内容の把握の仕方

(5) 報酬改定に係る基本報酬、加算の届出について

各サービスごとに提出すべき届出様式

姫路市ホームページ「[障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業] 集団指導」のページにおける「報酬改定に係る基本報酬、加算の届出一覧」により把握

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

※報酬改定後の介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表に記載されている加算関係は届出要件のある加算です。記載されていない加算は支援内容に基づいて記録や個別支援計画への位置付けを行うことで算定できます。

提出期限

制度変更のあった加算や前年度実績が必要な基本報酬・加算等について

4月15日までに提出 ⇒ 4月から算定 4月30日までに提出 ⇒ 4月から算定

5月1日以降5月15日までに提出 ⇒ 6月以降から算定

※4月16日以降の提出は、データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

※上記に該当しない加算（単位数が増えるもの）は通常どおり毎月15日までに提出で翌月から算定となります。

目次

1. 福祉・介護職員等の処遇改善	P. 1 1	8. 生活介護における支援の実態に	P. 2 1
2. 意思決定支援の推進	P. 1 4	応じた報酬の見直し	
3. 障害者虐待防止の推進	P. 1 5	9. 共同生活援助における支援の実態に	P. 2 3
4. 身体拘束等の適正化の推進	P. 1 6	応じた報酬の見直し	
5. 人員基準における両立支援への配慮等	P. 1 7	10. 就労継続支援 B 型の工賃向上と	P. 2 6
6. 業務継続に向けた感染症や 災害への対応力の取組の強化	P. 1 8	効果的な取組の評価	
7. 情報公表未報告の事業所への対応	P. 1 9	11. 質の高い発達支援の提供の推進	P. 2 8
		(児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援)	

障害福祉サービス等における横断的な改定事項

1. 福祉・介護職員等の処遇改善

(対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

① 「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ヘアアップ加算	合計の加算率
I	I	有	6.9%
		なし	5.8%
	II	有	6.8%
		なし	5.7%
なし	有	5.5%	
	なし	4.4%	
	なし	4.4%	
II	I	有	5.7%
		なし	4.6%
	II	有	5.6%
		なし	4.5%
なし	有	4.3%	
	なし	3.2%	
	なし	3.2%	
III	I	有	4.3%
		なし	3.2%
	II	有	4.2%
		なし	3.1%
なし	有	2.9%	
	なし	1.8%	

令和6年6月から ※加算率は全て生活介護の例

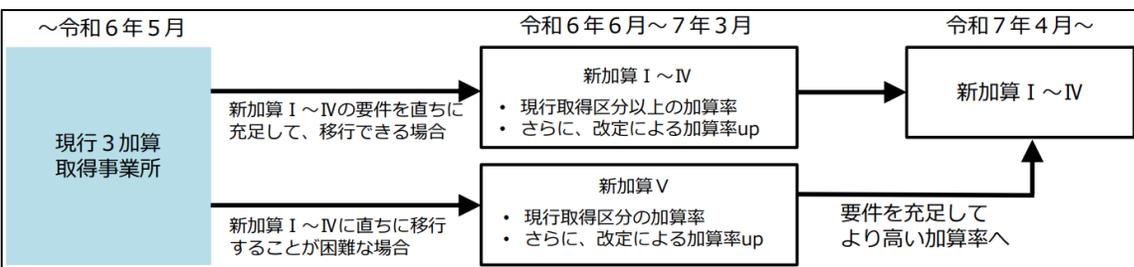
福祉・介護職員等処遇改善加算 (新加算)	加算率
I	8.1%
II	8.0%
III	6.7%
IV	5.5%

+ 新加算V

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み

令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。
 令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。
 (加算率7.0%～3.0%)

一本化
要件を再編・統合 & 加算率引上げ



【表の見方】旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ(①)、令和6年度中に算定可能な経過措置区分(新加算V) (②)と、新加算I～IVに移行する場合の要件一覧(③)を確認する。

旧3加算の算定状況		新加算V		新加算I～IVに移行する場合の要件一覧															
取得パターン		合計の加算率	算定可能な経過措置区分 (新加算V) ②	加算率	加算区分 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの) ③	加算率	月額賃金改善要件					キャリアパス要件					職場環境等要件		
処遇改善加算	特定加算						I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等を通じた見える化
1	I	有	6.9%	—	—	新加算I	8.1%	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○		
2		なし	5.8%	新加算V(1)	7.0%	新加算I	8.1%	○	□	○	○	○	○	—	○	○			
3		有	6.8%	—	—	新加算II	8.0%	○	—	○	○	○	○	—	—	○	○		
4		なし	5.7%	新加算V(3)	6.9%	新加算II	8.0%	○	□	○	○	○	○	—	—	○	○		
5	II	有	5.5%	—	—	新加算III	6.7%	○	—	○	○	○	—	—	○	—			
6		なし	4.4%	新加算V(8)	5.6%	新加算III	6.7%	○	□	○	○	○	—	—	○	—			
7		有	5.7%	新加算V(2)	6.9%	新加算I	8.1%	○	—	○	○	△	○	—	○	○			
8		なし	4.6%	新加算V(5)	5.8%	新加算I	8.1%	○	□	○	○	△	○	—	—	○	○		
9	III	有	5.6%	新加算V(4)	6.8%	新加算II	8.0%	○	—	○	○	△	○	—	—	○	○		
10		なし	4.5%	新加算V(6)	5.7%	新加算II	8.0%	○	□	○	○	△	○	—	—	○	○		
11		有	4.3%	—	—	新加算IV	5.5%	○	—	○	○	—	—	—	○	—			
12		なし	3.2%	新加算V(11)	4.4%	新加算IV	5.5%	○	□	○	○	—	—	—	○	—			
13	なし	有	4.3%	新加算V(7)	5.5%	新加算I	8.1%	○	—	△	△	△	○	—	—	○	○		
14		なし	3.2%	新加算V(10)	4.4%	新加算I	8.1%	○	□	△	△	△	○	—	—	○	○		
15		有	4.2%	新加算V(9)	5.4%	新加算II	8.0%	○	—	△	△	△	○	—	—	○	○		
16		なし	3.1%	新加算V(12)	4.3%	新加算II	8.0%	○	□	△	△	△	○	—	—	○	○		
17	なし	有	2.9%	新加算V(13)	4.1%	新加算IV	5.5%	○	—	△	△	—	—	—	○	—			
18		なし	1.8%	新加算V(14)	3.0%	新加算IV	5.5%	○	□	△	△	—	—	—	○	—			

青字(○・□・△)は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算IからIVまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たした事実として差し支えない要件

1. 福祉・介護職員等の処遇改善

(対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

②新加算算定要件

1 キャリアパス要件

I～IIIは根拠規程を书面で整備の上、全ての福祉・介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV
キャリアパス要件 I（任用要件・賃金体系）

- 福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV
キャリアパス要件 II（研修の実施等）

- 福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～III
キャリアパス要件 III（昇給の仕組み）

- 福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II
キャリアパス要件 IV（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

I
キャリアパス要件 V（介護福祉士等の配置）

- 福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っていること。

2 月額賃金改善要件

R7年度から適用 I～IV
月額賃金改善要件 I

- 新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

現行ペア加算未算定の場合のみ適用 I～IV
月額賃金改善要件 II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

新加算 I～IVへの移行に伴い、現行ペア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

3 職場環境等要件

R6年度中は6つの区分から3つを選択し、それぞれで1以上、取組の具体的な内容の公表は不要
I・II ● 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上
III・IV ● 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

※ 新加算（I～V）では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

1. 福祉・介護職員等の処遇改善

(対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

③提出期限等

区分	提出期限	提出先・提出方法
令和5年度から引き続き同様の区分で加算を受ける場合	令和6年4月15日までに提出 【令和6年度当初の特例】	原則電子申請 で提出（別紙様式2福祉・介護職員処遇改善計画書） 詳細は姫路市ホームページでお知らせします。 URL https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003243.html
<ul style="list-style-type: none"> ・加算の区分が変わる場合 ・新規に加算を算定する場合 	<p>令和6年4月、5月から変更後の（新規に）加算の算定を受けようとする場合は次のとおり。 令和6年4月15日までの届出：4月から算定 【令和6年度当初の特例】</p> <p>令和6年6月以降に変更後の（新規に）加算の算定を受けようとする場合は、算定を受けようとする月の前々月末日</p>	原則郵送で提出 （別紙様式2福祉・介護職員処遇改善計画書、様式第5号介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書、様式第5号別紙1-1介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を提出）

2. 意思決定支援の推進

(対象：障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス)

障害者の意思決定支援を推進するため、対象の事業の指定基準において、以下の規定を追加。

【取扱方針】

・事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

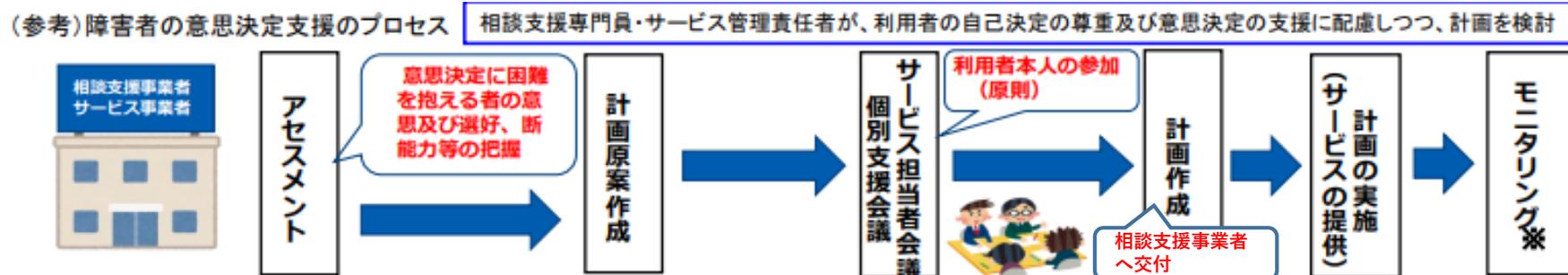
・利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

・相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

3. 障害者虐待防止の推進

(対象：全サービス)

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【減算に該當時の対応】 事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

他の改定内容

指定基準の解釈通知において、以下の内容が明示された。

- ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること。
- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと。

4. 身体拘束等の適正化の推進

(対象：計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス)

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※) 施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

他の改定内容

指定基準の解釈通知において、以下の内容が明示された。

・身体拘束を行う場合に緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。

5. 人員基準における両立支援への配慮等

(対象：全サービス)

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「**治療と仕事の両立ガイドライン**」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

【注意事項】

当該短時間勤務制度を利用する職員を対象とした**変更届、加算届については、特段短時間勤務制度に該当する根拠資料は求めません。**勤務形態一覧表の余白欄等に「治療による短時間勤務対象者」等と明記すること。

実地指導等において確認する資料

- ・就業規則（該当の短時間勤務制度を位置付け）
- ・短時間勤務制度に該当することを証する資料（辞令等）
- ・治療と仕事の両立ガイドラインに沿った措置を行ったことが分かる資料（対象者の主治医や産業医への情報収集の結果、両立支援プラン等）

【参考】

厚生労働省ホームページ「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/guideline/>

6. 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

(対象：全サービス)

令和6年4月以降義務化の業務継続計画が未策定の場合の業務継続計画未策定減算を創設。(経過措置有)

・100分の3に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

・100分の1に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

○ 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

7. 情報公表未報告の事業所への対応

(対象：全サービス)

①「情報公表未報告減算」

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「**情報公表未報告減算**」を新設する。

・100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援の他、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

・100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

※情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない**事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで**、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算

②都道府県等による確認

都道府県知事(指定都市又は中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の**指定の更新**に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく**情報公表に係る報告がされていることを確認**するものとする。

⇒更新申請の際には情報公表システムを確認するため、**未報告が確認できた場合は情報公表未報告減算における事実が生じた場合に該当**します。

各サービスの改定事項

- ・生活介護
- ・共同生活援助
- ・就労継続支援B型
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

8. 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し①

(対象：生活介護)

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

- ・ 個別支援計画に標準的な支援時間の位置付けを行うこと。位置付けた支援時間と実態に差異がないように支援時間を設定すること。
日々の支援において何らかの理由で差異が発生した際は標準的な支援時間と異なった理由と根拠が明らかにできるようにしてください。
- ・ 各利用者の標準的な支援時間が事業所の運営規程に記載のサービス提供時間と必ずしも一致するわけではありませんので、実際の利用者のサービス提供時間が運営規程のサービス提供時間と差異がある状況でも特段、運営規程のサービス提供時間の変更は求めません。
- ・ 令和6年度4月以降の従業者配置の基礎となる前年度平均利用者数の算定は令和5年度の各利用者の標準的な支援時間を把握した上で、時間数に応じて必要な割合を乗じて得た数を用いてください。

8. 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し②

(対象：生活介護)

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

・詳細は「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」を参照

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

・所要時間8時間以上9時間未満の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、日常生活上の世話を行った場合に、1日の所要時間の時間に応じ、算定する。

※ここでいう所要時間は、個別支援計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

・延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。

・改定前の当該加算の要件では運営規程に定める営業時間（ここでいう営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。）が8時間以上であることが要件でしたが、報酬改定により、この要件は削除。

9. 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

(対象：共同生活援助)

①基本報酬区分の見直し、人員配置体制加算【新設】

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6：1以上）

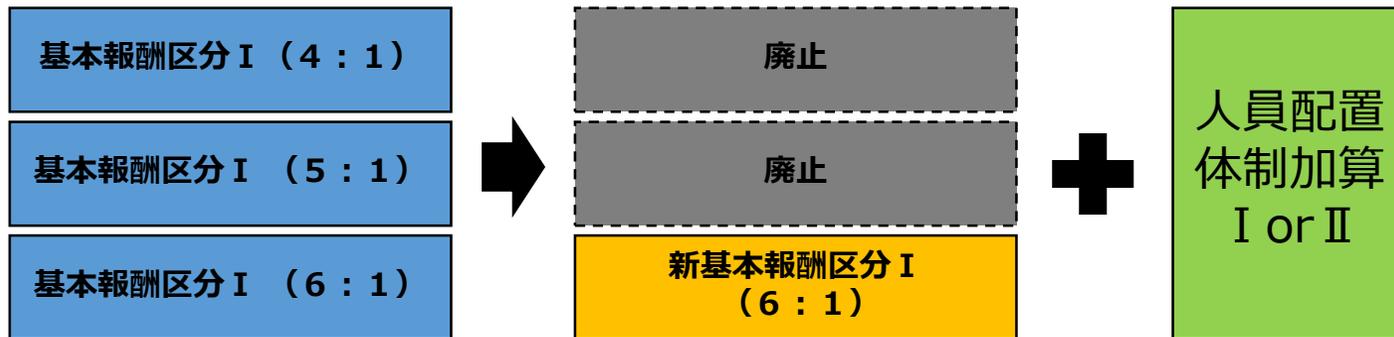
【現行】共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位/日）
【見直し後】共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600**単位 区分5：**456**単位 区分4：**372**単位 区分3：**297**単位 区分2：**188**単位 区分1以下：**171**単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新設】人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位/日** 区分3以下 **77単位/日** *特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位/日** 区分3以下 **31単位/日** *特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

改定イメージ図 介護サービス包括型



【特定従業者数換算方法】

指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「**当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数**」に変えて「**40時間**」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。計算過程で小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

次ページにて人員配置体制加算について、事例に基づき解説します。

9. 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

(対象：共同生活援助)

人員配置体制加算の計算方法

【例】・介護サービス包括型（共同生活援助サービス費（I）（世話人の配置6：1以上））

・利用者を15人（区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人）とし、人員配置体制加算(I)（世話人等を12：1以上で加配）

特定従業者数換算方法 (常勤の勤務時間1週間40時間)	事業所の所定労働時間に関わらず、常勤の従業者の勤務時間を1週間40時間として計算 1週間の勤務時間の延べ数 ・世話人 40時間 × (15 ÷ 6) 人 = 100時間 ・生活支援員 区分6： 40時間 × (5 ÷ 2.5) 人 = 80時間 区分5： 40時間 × (4 ÷ 4) 人 = 40時間 区分4： 40時間 × (6 ÷ 6) 人 = 40時間 ・人員配置体制加算を算定する場合の加配すべき世話人等 40時間 × (15 ÷ 12) 人 = 50時間 合計310時間	A 事業所 の場合	常勤の勤務時間1週間32時間 1週間の勤務時間の延べ数 ・世話人 32時間 × (15 ÷ 6) 人 = 80時間 ・生活支援員 区分6：32時間 × (5 ÷ 2.5) 人 = 64時間 区分5：32時間 × (4 ÷ 4) 人 = 32時間 区分4：32時間 × (6 ÷ 6) 人 = 32時間 合計208時間	加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数 (1週間) 310時間 - 208時間 = 102時間
	常勤の勤務時間1週間40時間 1週間の勤務時間の延べ数 ・世話人 40時間 × (15 ÷ 6) 人 = 100時間 ・生活支援員 区分6：40時間 × (5 ÷ 2.5) 人 = 80時間 区分5：40時間 × (4 ÷ 4) 人 = 40時間 区分4：40時間 × (6 ÷ 6) 人 = 40時間 合計260時間	加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数 (1週間) 310時間 - 260時間 = 50時間		

9. 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

(対象：共同生活援助)

② 支援の質の確保

«地域との連携等【新設】»

① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

【POINT】

・ 地域連携推進会議は、Web 会議システム等を活用して行うことができるものであるが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。

・ 地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。

・ 事業所の見学については住居ごと（サテライト型住居を含む。）におおむね年1回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設定しなければならない。

10. 就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

(対象： 就労継続支援 B 型)

① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の単価を下げる。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6 : 1」の報酬体系を創設。

「平均工賃月額」に応じた報酬体系	従業員配置 6 : 1 (新設)	目標工賃達成加算 (新設)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="89 625 522 725">平均工賃月額</th> <th data-bbox="535 625 848 1330">高工賃の事業所 を更に評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="89 732 522 803">4.5万円以上</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 811 522 875">3.5万円以上4.5万円未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 882 522 946">3万円以上3.5万円未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 953 522 1018">2.5万円以上3万円未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1025 522 1089">2万円以上2.5万円未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1096 522 1160">1.5万円以上2万円未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1168 522 1232">1万円以上1.5万円未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="89 1239 522 1318">1万円未満</td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> </tbody> </table>	平均工賃月額	高工賃の事業所 を更に評価	4.5万円以上		3.5万円以上4.5万円未満	3万円以上3.5万円未満	2.5万円以上3万円未満	2万円以上2.5万円未満	1.5万円以上2万円未満	1万円以上1.5万円未満	1万円未満		<p>さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置 6 : 1 の報酬体系を創設する。</p> <p>目標工賃達成指導員配置加算の見直し</p> <p>【要件 1】 職業指導員及び生活支援員の総数 7.5 : 1 以上 ⇒ 6 : 1 以上</p> <p>【要件 2】 目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数 6 : 1 以上 ⇒ 5 : 1 以上</p> <p style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">既算定事業所 届出提出要</p>	<p>目標工賃達成加算 (新設)</p> <p>目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。</p> <p>【要件 1】 工賃目標の設定 ※令和6年度の例 <u>令和4年度における平均工賃月額</u> + <u>令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額(524円)</u></p> <p>【要件 2】 上記工賃目標を達成</p>
平均工賃月額	高工賃の事業所 を更に評価													
4.5万円以上														
3.5万円以上4.5万円未満														
3万円以上3.5万円未満														
2.5万円以上3万円未満														
2万円以上2.5万円未満														
1.5万円以上2万円未満														
1万円以上1.5万円未満														
1万円未満														

10. 就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

(対象： 就労継続支援 B 型)

②利用者の就労や生産活動等への参加等

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。

短時間利用減算【新設】

利用時間が4 時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100 分の50 以上に該当する場合、基本報酬を減算する。

減算割合 所定の単位数の70/100算定

ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

・ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4 時間未満の利用者の割合の算定から除く。

・利用時間が4 時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。

③平均工賃月額の見直し

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

平均工賃月額の新算定方法

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

※現行算定方式における以下の除外要件は廃止。

- ・ 月の途中において、利用開始又は終了した利用者
- ・ 月の途中において、入院又は退院した利用者
- ・ 月の途中において、全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続 1 週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者
- ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
- ・ 人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある利用者

1 1. 質の高い発達支援の提供の推進

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス)

①基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）

基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に
応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。区分は「**時間区分①**」支援時間30分以上1時間30分以下、「**時間区分②**」同1時
間30分超3時間以下、「**時間区分③**」同3時間超5時間以下の3区分

放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に
応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可。

【POINT】

・「**支援の提供時間**」は、現に支援に要した時間ではなく、**個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援
計画において定めた提供時間）**ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、**事業所都合により支援が短縮
された場合は、現に支援に要した支援時間により算定**する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画におい
て定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、**実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計
画の見直し・変更**を行うこと。日々の支援において何らかの理由で一時的に支援の提供時間と実際の時間に差異が発生した際は標準的な支援時間
と異なった**理由と根拠が明らかにできるようにしておくこと。**

・支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。**30分未満の支援については、**周囲の環境に慣れるために支援の時間
を短時間にする必要がある等の理由で**市町村が認めた場合に限り、算定可能**とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応し
た延長支援として、延長支援加算により評価を行う。

・主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元
化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援セン
ター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない

・本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算Ⅱは廃止。なお、開所時間減算については継続。

1 1. 質の高い発達支援の提供の推進

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス)

既算定事業所届出提出要

②児童指導員等加配加算【見直し】

配置形態（常勤・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定する方式に見直しが図られる。

【POINT】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他従業者を1以上配置していること。
- ・「**児童指導員等**」とは、**児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員心理学修了等、視覚障害児支援担当職員研修修了等、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者**をいう。
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。
(例：現在は児童指導員の資格を有する者の資格を有する前の指導員として直接支援を行っていた経験年数も含まれる)
- ただし、**児童福祉事業の直接支援業務又は相談支援業務に従事した経験年数に限るとし、管理者等の経験年数は含まない。**
- ・常勤換算の場合、児童指導員等とその他従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を**組み合わせて配置する場合には、低い区分の単位を算定する。**
- ・本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、**算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本**とする

《児童指導員等加配加算》	
[現行]	理学療法士等を配置 児童指導員等を配置 その他の従業者を配置
↓	
[改定後]	児童指導員等を配置 常勤専従・経験5年以上 常勤専従・経験5年未満 常勤換算・経験5年以上 常勤換算・経験5年未満 その他の従業者を配置

1 1. 質の高い発達支援の提供の推進

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス)

既算定事業所届出提出要

③専門的支援体制加算／専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】

基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（専門的支援体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援（専門的支援）を計画的に実施した場合（専門的支援実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）

【POINT】

＜専門的支援体制加算＞

・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、心理担当職員心理学修了等又は視覚障害児支援担当職員研修修了等）を1以上配置（常勤又は常勤換算）していること。

（児童発達支援、放課後等デイサービスともに保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り）

＜専門的支援実施加算＞

・理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく**単なる配置で可**）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上で小集団の組み合わせによる実施も可とする。また、**専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保**すること。

・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、**必要に応じて計画の見直しを行う**こと。

・計画の作成・見直しに当たって、**対象児及び保護者に対し説明するとともに同意**を得ること。

・**対象児ごとの支援記録を作成**すること。

○専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合）同6回（同12日以上の場合）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合）同4回（同6日以上12日未満の場合）同6回（同12日以上の場合）

1 1. 質の高い発達支援の提供の推進

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス)

④延長支援加算の見直し

・基本報酬の見直しにより、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

・延長時間帯の職員配置については安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

【POINT】

- ・支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること。
- ・運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること(放デイ平日は除く)。
- ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること。
- ・上記の支援時間による支援の前後に、**個別支援計画に位置付けて※延長支援（1時間以上）を行うこと（※支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）。**
- ・**延長支援を行う時間帯に職員を2(対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上配置していること。(うち1以上は基準により置くべき職員(児発管含む)とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること)**
- 児童又は保護者の都合により**延長支援時間が1時間未満となった場合は、**低い単位で算定が可**(この場合でも30分以上の支援時間であることが必要)
- 支援の前後ともに行う場合は延長支援時間はいずれも1時間以上とすること。**
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児**については、基本報酬において時間区分を設けていないため、**従前のおり、事業所の営業時間(8時間以上)の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる。**

【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

1 1. 質の高い発達支援の提供の推進

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

⑤自己評価・保護者評価 【児童発達支援、放課後等デイサービス】

自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

【POINT】

事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、該当の事項について、**事業所の従事者による評価を受けた上で**、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。

○事業者は、おおむね1年に1回以上、**自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表**しなければならない。

⑥自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

【POINT】

おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う。

改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの。

○自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの。

○公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和7年度からとなるが、令和6年度中から、評価の実施・公表を行った事業所は順次都道府県に届け出ることを可能とする。

ご清聴ありがとうございました 受講報告書を提出してください

参加報告書の回答をもって、事業者説明会を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の現地指導の優先対象として考慮いたします。**
事業者説明会の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

